

## 「新型コロナウイルス感染症予防対策設備等整備費補助金」のお知らせ

六戸町では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、新しい生活様式「飛沫感染・接触感染・近距離会話対策など」への対応に必要な衛生設備（改装・修繕工事や備品購入）の整備に取り組む、町内の事業者には予算の範囲内で補助金を交付します。

令和3年3月1日以降に、改装・修繕工事や備品購入済みの方も申請できます。

【対象者】以下の全てを満たす必要があります。※詳しくは交付要綱をご覧ください。

- ①会社等（法人格を有する組織・団体）及び個人事業主（農業従事者を除く）
- ②交付申請日現在で、町内に事業所を有し、町内で実質的に事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。

「実質的に」とは、「六戸町に法人登記があることや、単に建物があること」だけでなく客観的に見て町内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。

- ③国や青森県が実施するこの補助金と同種の補助金等の交付を行う事業で、同一経費について重複した申請でないこと。
- ④事業の実施に当たって、許認可が必要な場合は、当該許認可を取得するとともに、関係法令を遵守していること。
- ⑤六戸町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業種を営む者（ただし、同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）でないこと。
- ⑦六戸町が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れがない者。

【補助対象経費】裏面もしくは交付要綱をご覧ください。

【補助額】上限10万円（補助対象経費〔税抜〕の全額）

【申請期間】令和3年6月1日（火） から 令和4年1月4日（火） まで

【申請受付】申請受付時の混雑・密集を防止するため、事前に必ず、役場まちづくり推進課までご連絡ください。なお、申請時に必要な書類の全てを提出していただきます。

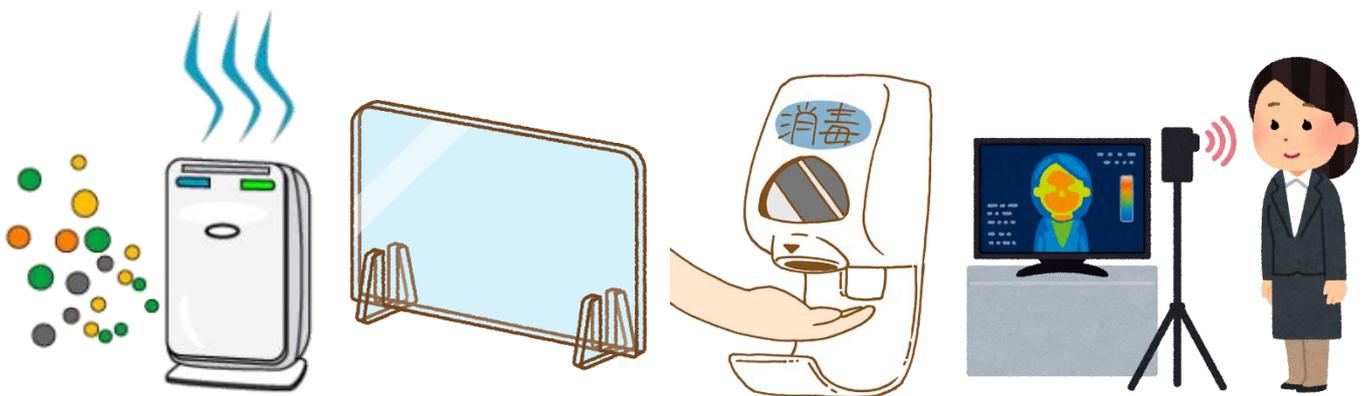
詳しい内容や申請書様式は六戸町公式ホームページに掲載の補助金交付要綱をご覧ください。

申請先（お問合せ先）  
六戸町役場 まちづくり推進課  
電話：0176-55-2411（直通）

補助対象経費（例）	
設備・備品購入費	サーモグラフィー、非接触型体温計、飛沫感染防止対策のためのアクリル板・透明ビニールシート、パーティション、消毒設備（指先消毒器・器具用消毒器・除菌剤の噴霧招致、オゾン発生装置、紫外線照射機）空気清浄機、空気清浄機能付きエアコン、従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボード、テレワーク導入等に必要なハードウェア（パソコン、タブレット端末等）等
改装・修繕工事費	事業所内の換気設備の導入工事、窓の増設等の換気対策工事、センサー付水洗化工事、飛沫感染防止対策のためのアクリル板・透明ビニールシート設置工事、パーティション、その他感染防止対策に必要な経費、テレワーク導入等に必要な改装等

（注1）感染拡大防止対策のために使用されないもの、および消耗品（消毒液・マスク・手袋等）は補助対象とはならない。

また、事業用ではなく、個人（店舗住宅等）で使用する目的の場合も対象外とする。



申請時に必要な書類
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）、確定申告書の写し又は営業許可書など事業を営んでいることを確認できる書類、本事業に要した経費（レシート、領収書等の原本又は写し）、購入した備品及び設置状況が分かる写真、その他町長が必要と認める書類、振込先口座が確認できる書類（通帳のコピー等）

（注1）レシート、領収書等は、必ず内容が確認できるものを添付すること。

品名の記載がないなど内容が確認できないものは補助対象外とする。

（注2）領収書等で内容を確認できない場合は、請求書、納品書等内容が確認できるものを併せて添付すること。